

公告 第 249 号
令和 7 年 1 月 16 日

公 告

契約担当官
航空自衛隊第 1 航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 (品 名)	規 格	単 位	数 量	備 考
食器洗浄機ドアタイプ蒸気式の撤去及び設置外 1 件	仕様書のとおり	式	1	

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地

(3) 履行期限 令和 7 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。

(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。

(3) ア 防衛装備府長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備府長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

(1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室

(2) 入札日時 令和 7 年 1 月 31 日(金) 9 時 30 分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金 予決令第 77 条第二号により免除

(2) 契約保証金 予決令第 100 条の 3 第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

(1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX 可)

(3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和 7 年 1 月 29 日(水)必着とする。

(4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。

(5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

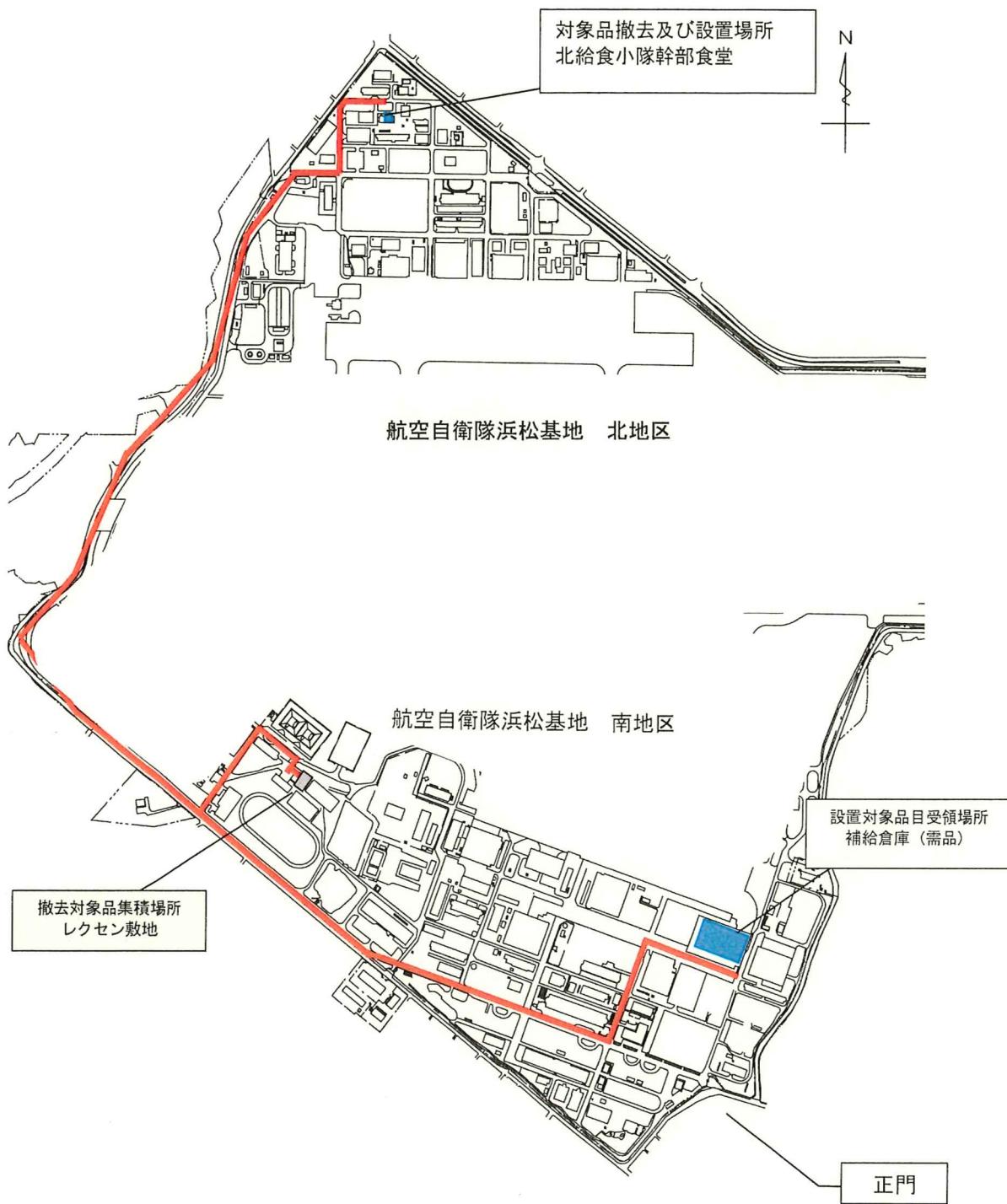
電話 (053) 472-1111 内線 7042 FAX (053) 472-7735

担当 神田

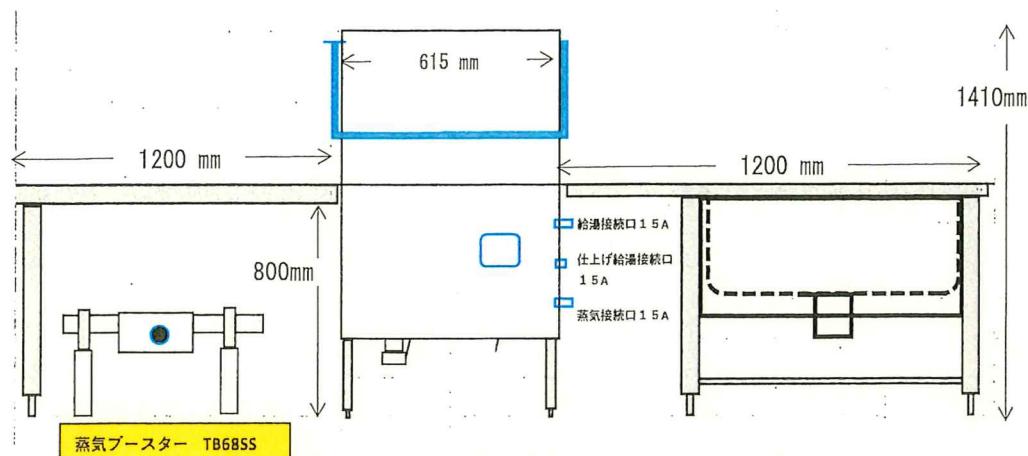
航空自衛隊仕様書						
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書				
	性質による分類	個別仕様書				
物品番号				仕様書番号		
品名 又は 件名	食器洗浄機ドアタイプ蒸気式の撤去及び設置			浜基LPS-Q673073		
	承認	令和7年1月8日				
	作成	令和7年1月8日				
	改正	令和年月日				
		令和年月日				
	作成部隊等名	第1航空団業務隊				
1 総則						
1.1 適用範囲						
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における食器洗浄機ドアタイプ蒸気式（以下“装備品”という。）の撤去及び設置（以下“役務”という。）について規定する。						
1.2 引用文書						
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。						
なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。						
技術資料						
ドアタイプ食器洗浄機（蒸気ブースター仕様） 株式会社フジマック 取扱説明書						
ドアタイプ食器洗浄機（蒸気式給湯装置仕様） 北沢産業株式会社 取扱説明書						
2 役務に関する要求						
2.1 場所						
撤去及び設置場所は、付図1による。						
2.2 対象品目						
対象品目の内訳は、表1及び表2による。						
表1－撤去対象品目						
品名	台数	型式	メーカー	寸法		
洗浄機	1	F GM 6 S	株式会社フジマック	付図2のとおり		
蒸気ブースター	1	T B 6 8 S S	T N K			
表2－設置対象品目（官給品）						
品名	台数	型式	メーカー	寸法		
ドアタイプ食器洗浄機	1	KWD-82E3B	北沢産業株式会社	付図2のとおり		
蒸気式給湯装置	1	KWH-15MB	〃			

品名又は件名	食器洗浄機ドアタイプ蒸気式の撤去及び設置
2.3 役務の内容	
2.3.1 契約の相手方の受入点検	<p>契約の相手方は、当該装備品設置作業の際に損傷が生じた場合において、その責任の所在を明確にする事を目的とし、監督官立ち合いのもと、当該装備品の構造上の損傷、破損、溶接のひび割れ、歪み及び凹みの外観を目視により確認を行い、その内容を記録し、受入点検を実施するものとする。</p>
2.3.2 運搬及び損傷確認	<p>a) 契約の相手方は、当該装備品を付図1に示す設置対象品受領場所で受領後、設置場所へ搬入するものとする。</p> <p>b) 設置場所の搬出入経路は付図3による。搬出入する際は搬出入口、経路、施設及び器材に損傷を与えないよう適切な養生を実施する。</p> <p>c) 契約の相手方は、当該装備品が運搬によって損傷を生じていないか、監督官立ち会いのもと、外観点検を行うものとする。</p>
2.3.3 取外し及び運搬	<p>a) 電源配線、排水管及び給水配管を取外す。 撤去場所は付図3による。</p> <p>b) 当該装備品を現設置場所から取外し、付図1の撤去対象品集積場所まで運搬するものとする。</p>
2.3.4 設置作業	<p>a) 設置作業に必要な付帯作業は、取扱説明書に基づき行うものとする。</p> <p>b) 電気配線、給排水管及び蒸気配管を付図3の設置位置に合わせて接続する。付図2に示す接続に必要な配管は、契約の相手方が準備するものとし、接続の仕方については、事前に監督官に確認し実施するものとする。</p> <p>c) この役務において発生した発生材については、官側に引き渡す。</p>
2.3.5 機能試験	取扱説明書に基づき当該装備品の運転を行い、稼働状態について確認する。
2.4 作業時間	作業時間は、8時15分～17時00分を基準とし、官側との調整による。
2.5 部品、材料及び器材	この役務に必要とする部品、材料及び器材は、契約の相手方が準備するものとし、作業終了後、清掃及び整頓を行う。また、役務完了後は器材の回収を実施し、放置しないものとする。
2.6 既設装備品及び施設の損傷防止	作業にあたっては、既設装備品及び施設に損傷を与えないように行い、万が一損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、契約の相手方の責により回復する。
3 監督・検査	
3.1 監督・検査の実施	<p>a) 監督官及び検査官（以下“監督官等”という。）は、この仕様書に基づき、監督・検査を実施する。</p> <p>b) 契約の相手方は、この仕様書に基づき、検査官立ち会いのもと、運転作動試験及び取付状態の検査を実施する。</p>
3.2 再検査	検査の結果、異常が確認された場合は、遅延なく修正作業を行い、再検査を受けるものと

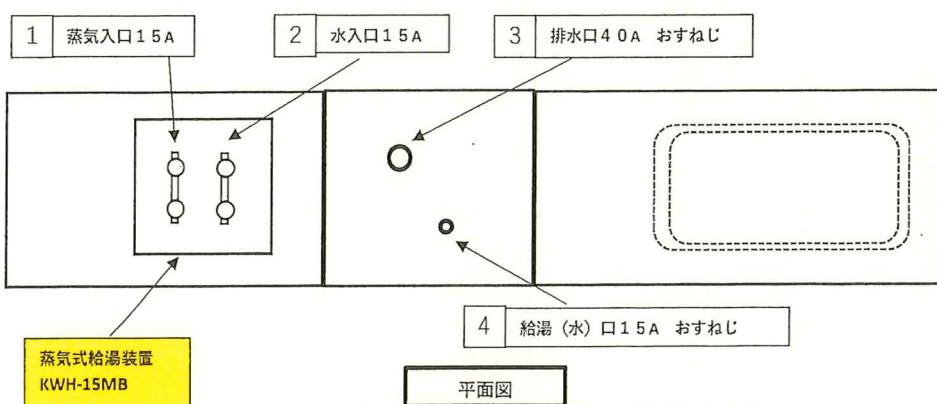
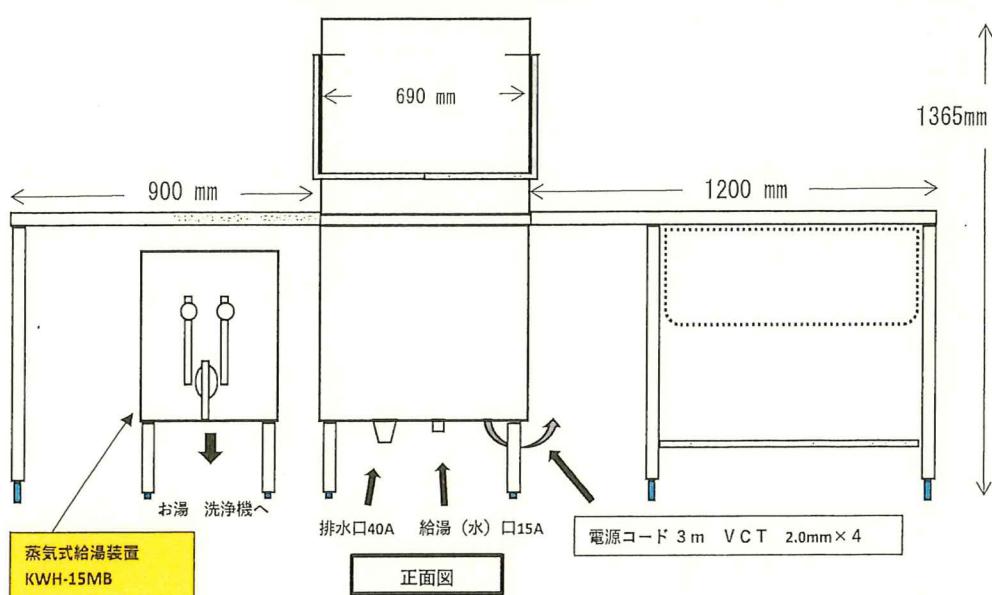
品名又は件名	食器洗浄機ドアタイプ蒸気式の撤去及び設置
する。	
3.3 不具合	作業中に不具合が発生した場合は、直ちに作業を中止し、監督官の指示を受けるものとする。
4 設置役務の品質保証	設置完了後、1年以内にこの役務の不具合又はこの役務が起因となり、機能不良又は損傷が生じたことが認められた場合は、契約の相手方の責により回復するものとする。
5 基地内共通事項	
a)	契約の相手方は、役務履行の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合は、契約担当官と調整するものとする。
b)	契約の相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、基地司令等の許可を受けるものとする。
c)	基地内での各種手続きは、平日の8時15分～17時00分までの間に終了させるものとする。
d)	契約の相手方は、基地内において役務履行に必要な場所以外への立ち入りは行わないほか、細部は監督官等の指示に従うものとする。
e)	契約の相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
f)	契約の相手方は、基地内における写真撮影については役務履行に必要な場合のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては役務完了後、完全に消去し、保持しないものとする。
g)	契約の相手方は、役務に関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、役務完了後、当該データを消去し、保持しないものとする。
6 その他	この仕様書の規定にない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に通知し協議する。



付図 1－ 撤去及び設置場所



撤去器材：(株)フジマック FGM6S 140kg

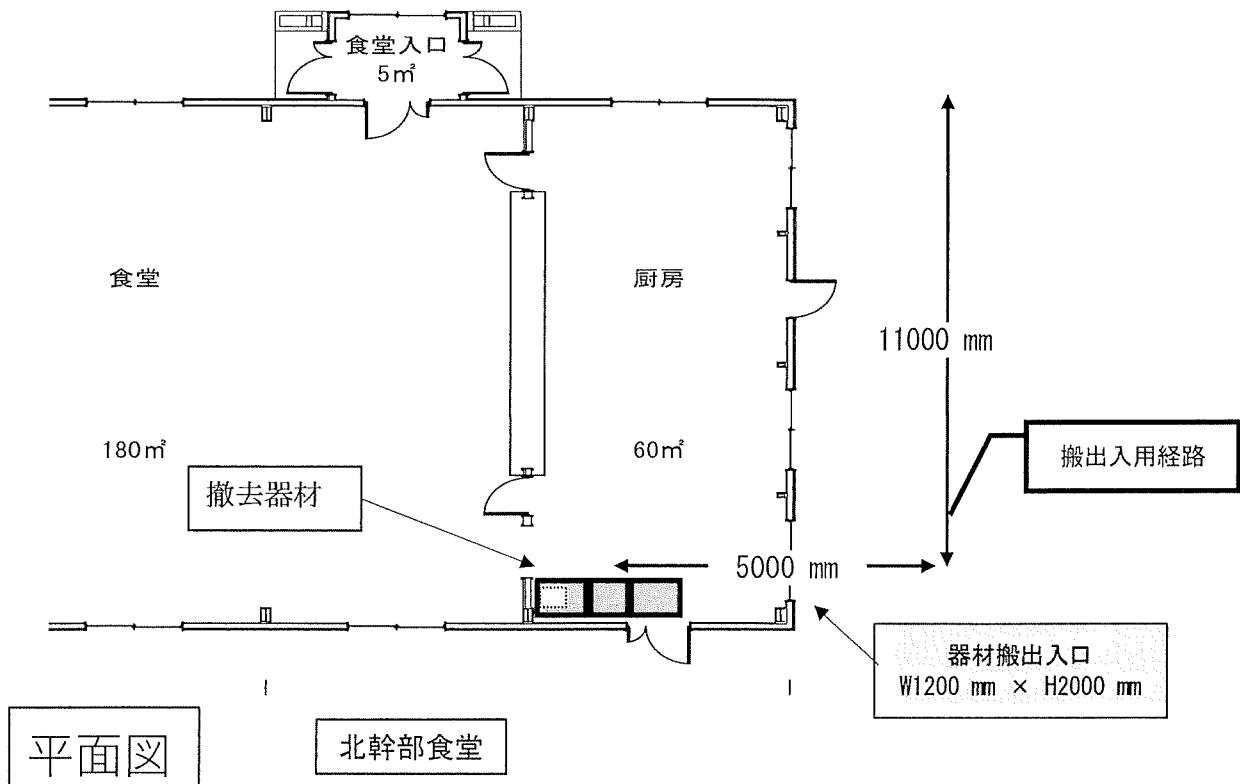


設置器材：北沢産業 KWD-82E3B 85kg

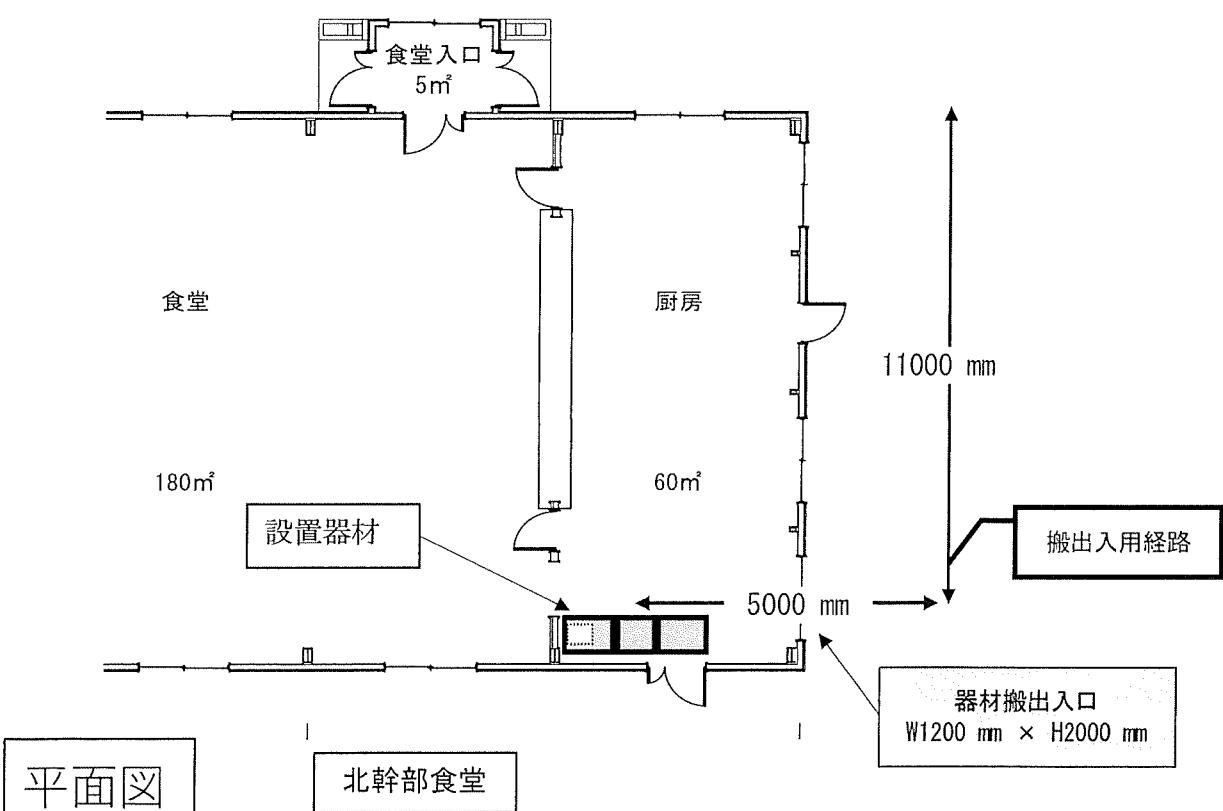
接続に必要な配管					
番号	名称	数量	番号	名称	数量
1	蒸気管 1.5A 1400mm	1本	3	排水管 4.0A 800mm	1本
2	給水管 1.5A 1400mm	1本	4	給水管 1.5A 1400mm	1本

付図2－対象品目、接続に必要な配管

撤去場所：幹部配食場



設置場所：幹部配食場



付図 3－搬出入経路図、撤去及び設置位置

航空自衛隊仕様書								
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書						
	性質による分類	個別仕様書						
物品番号				仕様書番号				
品名 又は 件名	冷蔵庫の撤去及び設置			浜基LPS-Y641072				
			承認	令和7年1月8日				
			作成	令和7年1月8日				
			改正	令和年月日				
			令和年月日					
			作成部隊等名	1空団基群業務隊				
1 総則								
1.1 適用範囲								
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における冷蔵庫（以下“装備品”という。）の撤去及び設置（以下“役務”という。）について規定する。								
1.2 引用文書								
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。								
なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。								
法令								
フロン排出抑制法（令和2年4月1日）								
技術資料								
冷凍冷蔵庫 大和冷機工業株式会社 取扱説明書								
2 役務に関する要求								
2.1 場所								
撤去及び設置場所は、付図1による。								
2.2 対象品目								
対象品目は、表1及び表2による。								
表1－撤去対象品目								
品名	台数	型式	メーカー	寸法				
冷蔵庫	1	DL-341SS	大和冷機	付図2のとおり				
表2－設置対象品目（官給品）								
品名	台数	型式	メーカー	寸法				
冷蔵庫	1	301CD-EX	大和冷機	付図2のとおり				

品名又は件名	冷蔵庫の撤去及び設置
2.3 役務の内容	
2.3.1 契約の相手方の受入点検	<p>契約の相手方は、当該装備品設置作業の際に損傷が生じた場合において、その責任の所在を明確にする事を目的とし、監督官立ち合いのもと、当該装備品の構造上の損傷、破損、溶接のひび割れ、歪み及び凹みの外観を目視により確認を行い、その内容を記録し、受入点検を実施するものとする。</p>
2.3.2 運搬及び損傷確認	<p>a) 契約の相手方は、当該装備品を付図1に示す設置対象品受領場所で受領後、設置場所へ運搬するものとする。</p> <p>b) 設置場所の搬出入経路は付図3による。搬出入する際は搬出入口、経路、施設及び器材に損傷を与えないよう適切な養生を実施する。</p> <p>c) 契約の相手方は、当該装備品が運搬によって損傷を生じていないか、監督官立ち会いのもと、外観点検をするものとする。</p>
2.3.3 取外し及び運搬	<p>a) 冷媒ガスを回収し、電源ラインを取り外す。撤去及び設置位置は付図2による。</p> <p>b) 当該装備品を現設置場所から取外し、付図1の撤去対象品集積場所まで運搬するものとする。</p>
2.3.4 設置作業	<p>a) 設置作業に必要な付帯作業は、取扱説明書に基づき行うものとする。</p> <p>b) 電源ラインは、付図2の設置位置に合わせて接続する。接続の仕方については、事前に監督官に確認した上で実施するものとする。</p> <p>c) この役務において発生した発生材については、官側に引き渡す。</p>
2.3.5 機能試験	取扱説明書に基づき当該装備品の運転を行い、稼働状態について確認する。
2.4 作業時間	作業時間は、8時15分～17時00分を基準とし、官側との調整による。
2.5 部品、材料及び器材	<p>この役務に必要とする部品、材料及び器材は、契約の相手方が準備するものとし、作業終了後、清掃及び整頓を行い、発生した発生屑は、契約の相手方が処分するものとする。</p> <p>また、役務完了後は器材の回収を実施し、放置しないものとする。</p>
2.6 既設装備品及び施設の損傷防止	作業にあたっては、既設装備品及び施設に損傷を与えないように行い、万が一損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、契約の相手方の責により回復する。
3 提出書類	契約の相手方は、回収証明書及び回収フロン破壊処理証明書を官側へ提出する。
4 監督・検査	
4.1 監督・検査の実施	<p>a) 監督官及び検査官（以下“監督官等”という。）は、この仕様書に基づき、監督・検査を実施する。</p>

品名又は件名	冷蔵庫の撤去及び設置
b) 契約の相手方は、この仕様書に基づき、検査官立ち会いのもと、運転作動試験及び取付状態の検査を実施する。	

4.2 再検査

検査の結果、異常が確認された場合は、遅延なく修正作業を行い、再検査を受けるものとする。

4.3 不具合

作業中に不具合が発生した場合は、直ちに作業を中止し、監督官の指示を受けるものとする。

5 役務完了後の品質保証

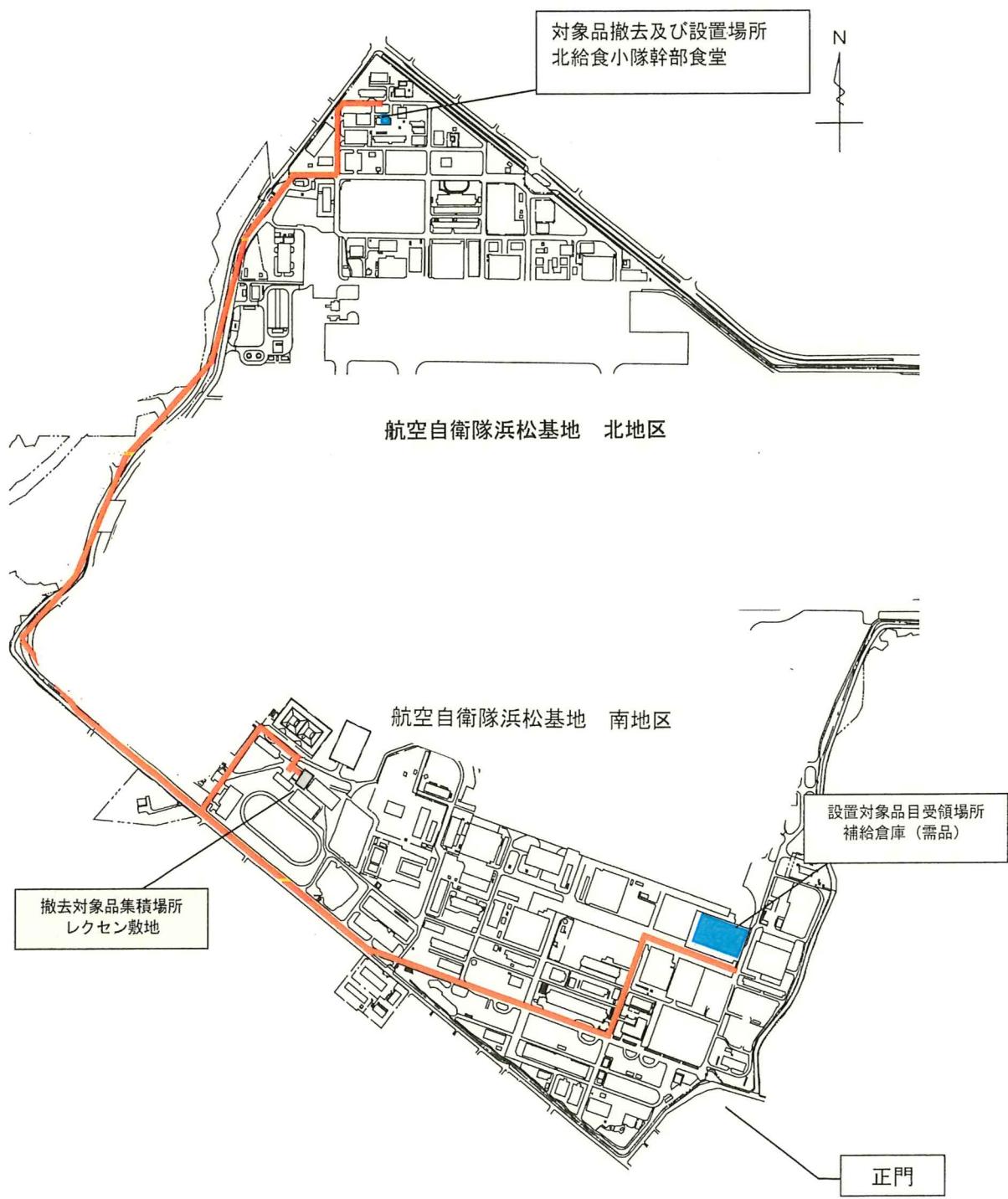
設置完了後、1年以内にこの役務の不具合又はこの役務が起因となり、機能不良又は損傷が生じたことが認められた場合は、契約の相手方の責により回復するものとする。

6 基地内共通事項

- a) 契約の相手方は、役務履行の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合は、契約担当官と調整するものとする。
- b) 契約の相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、基地司令等の許可を受けるものとする。
- c) 基地内の各種手続きは、平日の8時15分～17時00分までの間に終了させるものとする。
- d) 契約の相手方は、基地内において役務履行に必要な場所以外への立ち入りは行わないほか、細部は監督官等の指示に従うものとする。
- e) 契約の相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- f) 契約の相手方は、基地内における写真撮影については役務履行に必要な場合のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては役務完了後、完全に消去し、保持しないものとする。
- g) 契約の相手方は、役務に関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、役務完了後、当該データを消去し、保持しないものとする。

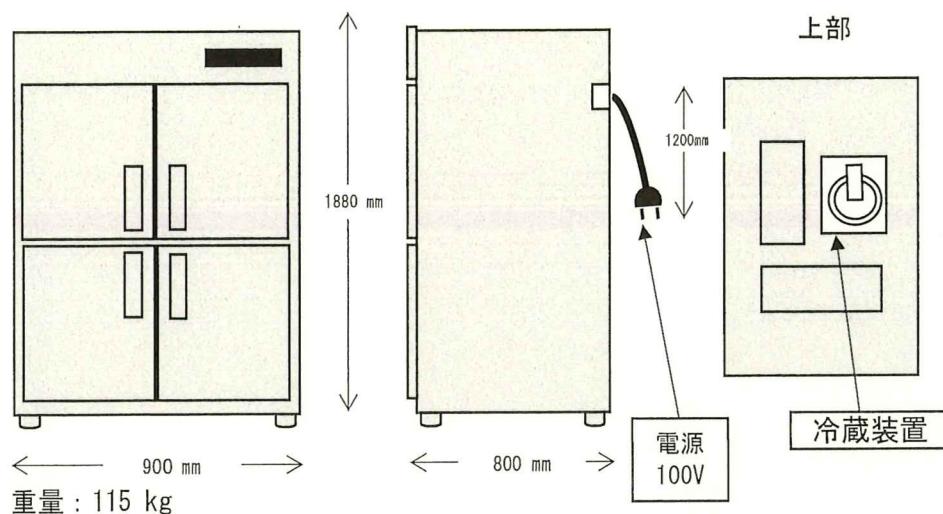
7 その他

この仕様書の規定にない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に通知し協議する。

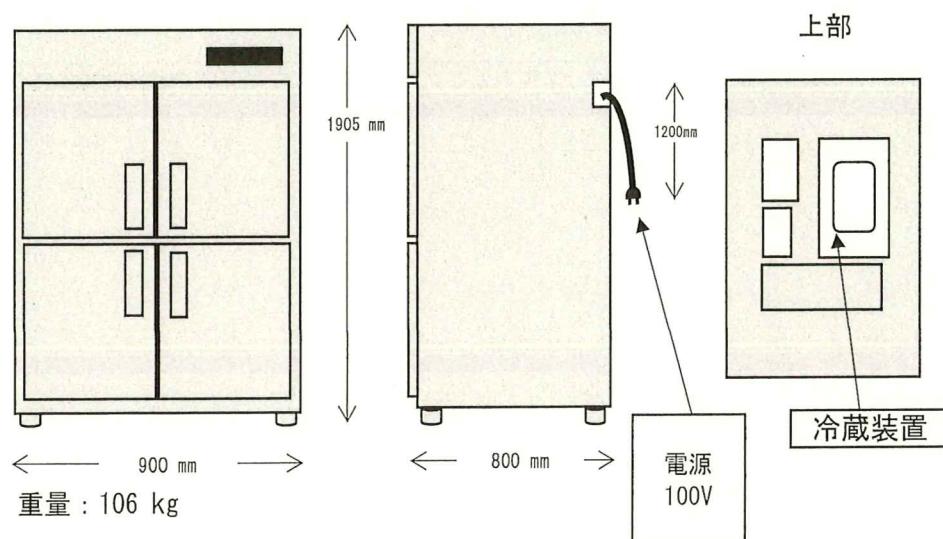


付図 1－撤去及び設置場所

撤去対象品目 大和冷機工業 DL-341SS

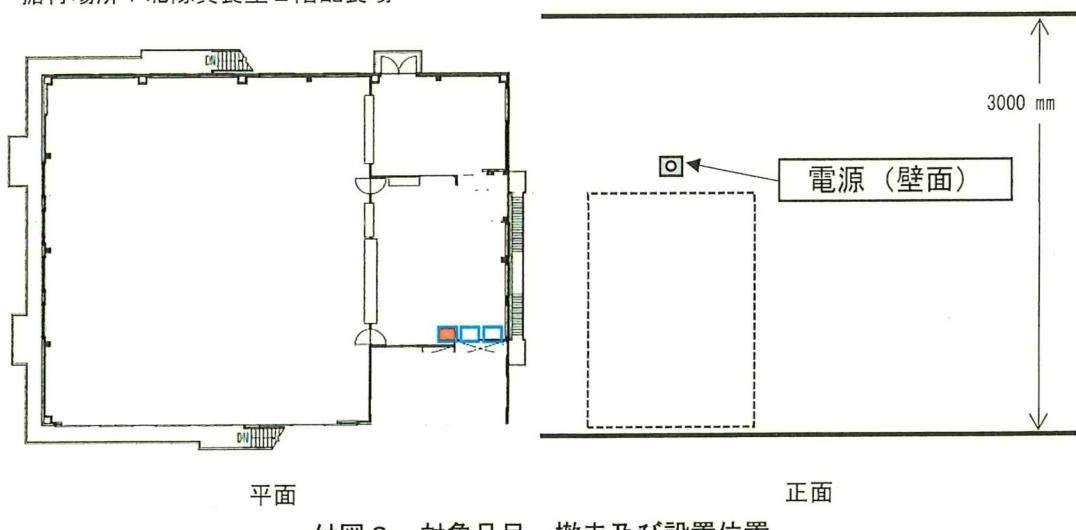


設置対象品目 大和冷機 301CD-EX

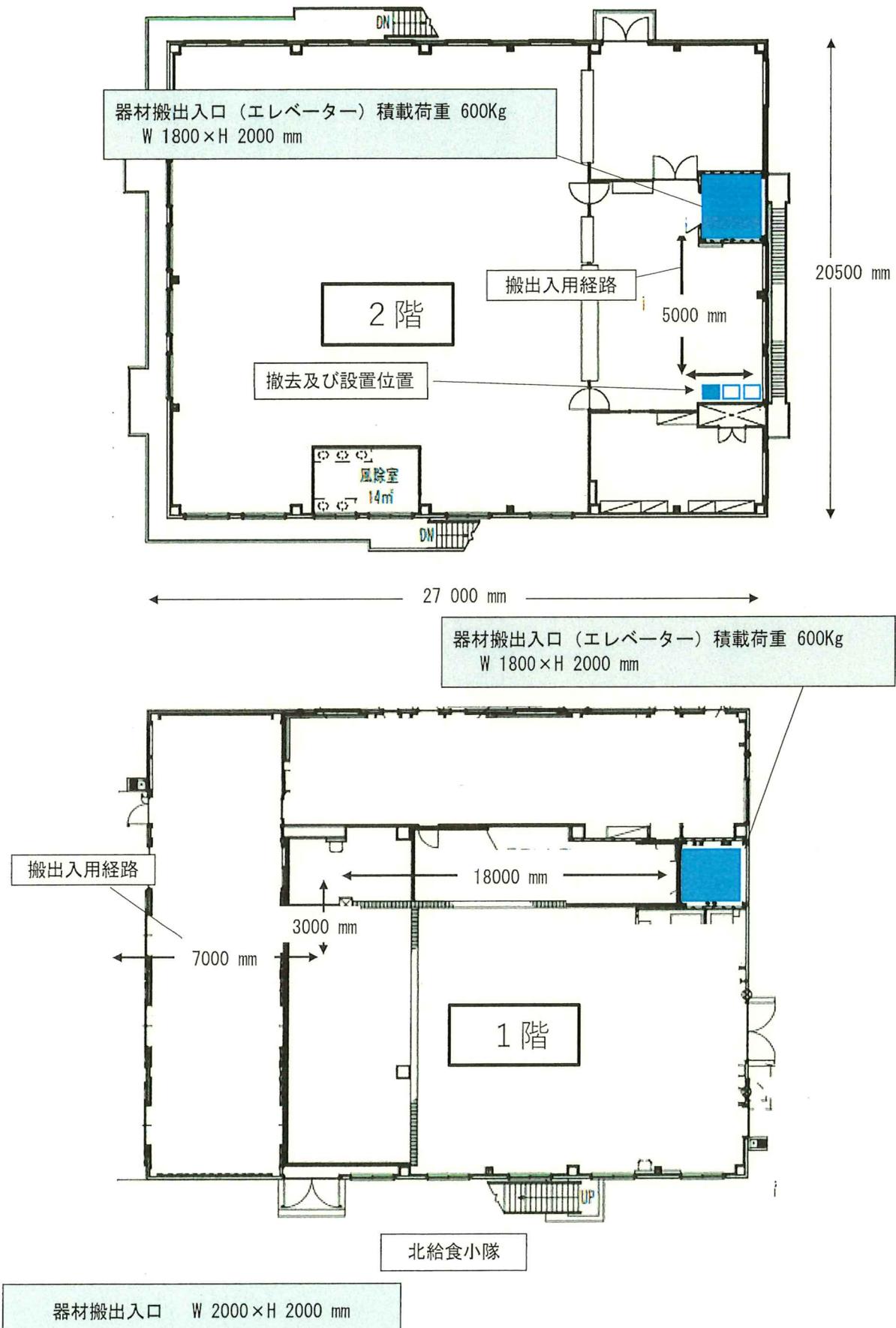


撤去及び設置位置

据付場所：北隊員食堂 2 階配食場



付図 2－対象品目、撤去及び設置位置



付図3－搬出入経路図及び、撤去及び設置位置